

2024年4月18日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会
執行委員長 和田 隆宏

2024年 夏季休暇の改善要求書

東京都は、多様で柔軟な働き方の推進や職員のワーク・ライフ・バランスの充実の観点から、テレワークや時差勤務などの取組が継続しています。一方で、都政の構造改革などの効率化により、長時間勤務に対する抜本的な対策がない中、各職場は疲弊しています。

本年1月1日、能登半島沖で発生した地震による被害は甚大で、東京都も被災地に向けて、職員を派遣するなどの対応を行っています。自宅を離れ、支援業務に従事する派遣職員は、精神的にも、肉体的にも疲労が蓄積しており、その負担は図り知れません。現状では、被災地への継続した支援が求められており、派遣された職員の派遣後の心とからだのケアは必要不可欠です。

昨年、交替制勤務職場の夏季休暇の取得期間が拡大されました。一方で、各職場の慢性的な職員の不足は改善されておらず、特に、交替制勤務職場や学校、技術系の職場などでは、時間休や福祉関連休暇等の制度利用が困難な実態が改善されていません。行政系・現業系問わず、東京都が掲げる「働き方改革」からはかけ離れた状況にあり、都労連には、職場から改善を求める声が多く寄せられています。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、超過勤務の縮減、休暇制度の改善と併せて、夏季休暇の日数増をはじめとする更なる労働時間短縮こそが必要です。とりわけ、夏季休暇については、職員のリフレッシュや働く意欲を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを進めるうえでも不可欠なものとなっています。

しかしながら、職場の実態は、人員削減等によってギリギリの職場体制にあり、行政系の職場においても、連続取得や取得期間内に完全取得ができない深刻な事態も懸念され、職場環境の改善はもはや待ったなしの課題です。職場の自助努力に委ねるだけでなく、当局が責任を持って条件整備を図るべきです。日夜、懸命に都政を支えている職員の思いを受け止め、下記要求の実現を強く求めます。

記

1. 夏季休暇の日数を増やすこと。
2. 夏季休暇の完全取得と計画的取得ができるよう、各局に対して、業務量に見合った人員配置の見直しを促すとともに、事前に管理者が職員の希望日を聞くなどの実効性のある対策を示すこと。

3. 夏季休暇の取得期間に制限を設けないこと。当面は、取得期間中に取得できず残日数がある場合について、全職員が夏季休暇を完全取得できるまで期間を延長すること。
4. 会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員についても、夏季休暇の日数を常勤職員と同様の日数に増やすこと。
5. 都のワーク・ライフ・バランス施策の推進策、長時間労働の縮減対策として、希望する職員が5日間の連続休暇を取得できるようすべての職種において取得期間を拡大すること。
特に、2024年は、能登半島沖地震による被災地への業務支援もあり、夏季休暇の取得に影響があることが予想されることから、夏季休暇の取得期間を拡大すること。

以 上